

「金融・開示・取引法」優位の現代会計

——経済・会計・法の総体的視点

駒澤大学教授

石川純治



本稿では現代会計を「金融・開示・取引法」優位の会計として総体的に捉えることで、その現代的特性と問題性を明らかにする。

§1 現代会計の変容 — 総体的視点

まず、変容の総体的視点を経済・会計・法の3つの観点から示せば、図表1のようになる（ $X > Y$ は、左辺 X の右辺 Y に対する優位性を表す）。

〔図表1〕「金融・開示・取引法」優位の現代会計

<u> </u> X	<u> </u> Y	
① 金融	>	実物 : 「経済」の観点
② 開示	>	計算 : 「会計」の観点
③ 取引法	>	組織法 : 「法」の観点

不等号の左辺の「金融・開示・取引法」をひとくくりに X 、右辺の「実物・計算・組織法」を Y とすれば、現代の会計が総体として X 優位（ $X > Y$ ）の会計となる。これが全体

を見る視点である⁽¹⁾。

①の金融>実物は、金融経済を中心にした現代の資本主義経済のあり方（アングロサクソン流儀の金融資本主義）を示している。重要なことは、それが②の「開示」優位と③の「取引法」優位で示される今日の変容の基礎にあるという点である。

①に関する論点はこれまでいくつかの拙稿で論じてきたので⁽²⁾、以下では紙面の制約上、②と③の論点について論じる（本文を補う3つの補論もあわせて参照）。

§2 開示と計算 — 変容問題を解く鍵

今日の企業会計の変容を読み解く1つの鍵は、端的に言って「開示」と「計算」との関係にある。今日の企業会計では、「財務の透明性」という用語にも端的に現れているように、財務実態や財務リスクの「開示」（ディスクロージャー）がとりわけ重視される。重要な

ことは、このことと今日の時価会計とがつながっているという点である⁽³⁾。

そのことは、今日の時価会計が第一義的にバランスシートにでてきている点に見られる。そして、今日の時価会計の特徴が、「フローの時価会計」ではなく「ストックの時価会計」にある点もそこにかかわっている⁽⁴⁾。

例えばリスク開示と会計認識とのかかわりは、端的には投資家の要請→経済的実態・リスクの開示→会計認識・測定、という規定関係で示される。従来は「開示」よりも「計算」（資本利益計算）の観点から、つまり費用・収益の損益認識（フロー）の観点から資産・負債（ストック）の会計認識がなされてきた。だが、今日その会計認識を規定する側に変容が起きているわけである。

この点は、「企業会計原則」の修正過程をみるとよくわかる。すなわち、その過程は「実現」と「発生」の内容拡大（収益・費用認識される将来収支の範囲の拡大）、つまりそこではあくまで収益および費用（フロー）の認識が基礎にあり、資産・負債（ストック）の認識拡大もそこからでてきたといえる⁽⁵⁾。

しかし、今日の情報開示志向のもとでは、資産および負債それ自体の認識拡大という議論になってきている。端的に言って、会計認識の起点、つまりその拠って立つところを異

にしているわけである。

ここで少なくとも言えることは、④今日の会計認識に実態・リスク開示の見地がでてきていること、⑤その見地ではストックの認識・測定が先行されること、したがって⑥従来の会計配分の論理（フロー→ストック）とは逆転した会計認識の議論になること、さらには⑦それが結果的な損益計算という計算のあり方に結びつくことである⁽⁶⁾。この4点を指摘するだけでも、「企業会計原則」での基本的な考え方とは異質なものであることがわかる⁽⁷⁾（例えば金融商品会計に関する補論1参照）。

問題はこうした従来とは性格を異にする会計認識のあり方を、会計理論としてどう再構成しうるかであり、その「全体」の構成のあり方が問われる⁽⁸⁾。

補論1：金融商品会計における収益認識のあり方 — 利益の同質観と異質観

今日の金融商品の時価会計における（時価変動差額としての）収益認識のあり方が、実現の内容拡大（収益認識される将来の未確定収入の範囲の拡大）、言い換えればより早いタイミングの収益認識という枠におさまるかどうかが、これが1つの論点になり、そういう問いの形で変容問題を説くことができる。金融商品の時価評価損益がそこでの「将来の未確定収入」という枠内にあるとはとうてい思えないからである。なぜなら、金融商品会計においては「未確定収入の範囲」とは異質な「不確実性」と評価差額性が指摘されるからである。

この点について、つまり利益のタイミングの違いだけに帰着し得ない、利益の質的相違の問題について次のように指摘した。

「実際、IASCは金融商品に関する資本維持概

Profile

いしかわ・じゅんじ◇大阪大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学・商学）。駒澤大学経済学部教授、大阪市立大学名誉教授、放送大学客員教授（TV「現代の会計」担当）。公認会計士第2次試験委員（2000年～2002年）、税理士試験委員（2005年～2007年）。著書に『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）、『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）、『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）、『変わる会計、変わる日本経済』（日本評論社、2010年）、『複式簿記のサイエンス』（税務経理協会、2011年）などがある。

念として『現在の市場収益率資本維持』について言及しているが、こうした資本維持概念からでてくる利益の性格はこれまでの実現利益と同質なものであるか、なお検討の余地があるように思える。とりわけ、証券価格、金利、為替などの相場変動に起因する利得・損失が純利益のなかに入ってくるようになると、それが同じく『実現』利益であったとしても、これまでの実現利益とはたして同質なものであるか。…この資本維持からでてくる利益はある種の経済的利益概念ともかかわっているように思われるが、となると経済的利益が純利益計算のなかに入ってくることになる。これが、会計的利益と経済的利益の同時的併存問題である。…いずれも、認識の『タイミング』の違いだけに帰着し得ない、利益の質的な問題の検討が必要であるように思える」(石川 [2002] 421-422頁)

ここで、「認識のタイミング」とは、実物商品と金融商品のケースでいえば、前者は売却するまで利益は認識されないが（これが原価・実現原則）、後者では売却されなくても（保有のまま）毎期、時価評価差額が損益として認識される。利益認識のタイミングがそれだけ早くなるわけである。

しかし、後者であっても、最終的に売却されたとき、その売却時価と取得価格との差額（期間利益に対して全体利益）が結果的にみて期間配分されており、その期間利益（評価損益）と実物商品のケース（売却損益）との違いは、たんに利益認識のタイミングの相違にすぎないというわけである。この見方（利益の同質観）が問われるのである⁽⁹⁾。

§3 情報開示の優位性と計算構造の希薄性

現代の会計には、仕組み論（構造論）よりも投資家への役立ち論（機能論）が優先される（機能論>構造論）。今日、計算構造あるいは勘定理論的基礎づけの議論が希薄になるのも、そこに起因する。

投資家の投資判断にとって役立つ（有用な）情報提供という会計目的にとっては、勘定間の組織的関連や複式簿記の本質といった議論は第一義的でなくなるわけである。

そこでは、投資決定に役立つ「情報」（投資情報）が第一義的になる。投資家にとってどういう情報が有用か（レリバンス）という観点からは⁽¹⁰⁾、記録とか計算の仕組みの議論はその背後におしやられる。

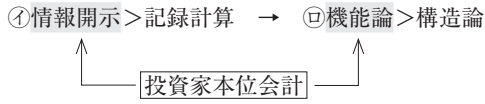
例えばMOUプロジェクトの「財務諸表の表示」を取り上げてみても、そこでの3つの基本財務諸表の一体性（ヨコ連携の形）の議論には興味深い点があるが、ただそれがたんに投資意思決定への有用性（役立ち）という側面だけでなく、その「計算」の構造論的な捉え方はどうなのか、それが必ずしも明らかでない⁽¹¹⁾。

ここで現代の会計の特徴を、端的に「記録なくして情報ありの会計」、さらには（その行き着く先としての）「複式簿記“不要不在”の会計」といえば、その今日的な性格が理解されよう。そして、それはとりもなおさず記録計算の構造論的基礎づけの欠落の裏返しでもある。

①情報開示>記録計算（情報開示の優位性）という今日の会計のあり方は、②機能論>構造論（機能論の優位性）というあり方につながり、さらに①と②の2つの優位性の基礎に、証券市場を中核にした投資家本位の会計という現

代会計のあり方がある(図表2)⁽¹²⁾。

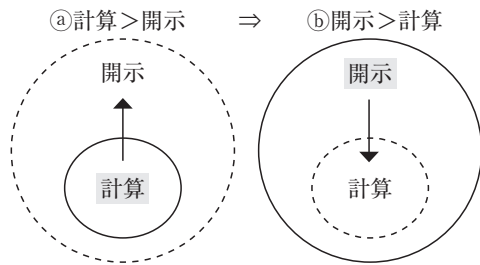
〔図表2〕 2つの優位性と現代会計



ところで、今日の会計のあり方は、同じくB/Sを中心にする、そして時価ベースで評価するといっても、かつての財産計算中心のB/S観(静態論)とは異なる。静態論時代の「財産」計算(債権者のための担保価値)ではなく、現代は「情報」開示や情報価値(投資家のための企業価値評価)が重視される⁽¹³⁾。計算構造論的基礎づけの議論がでてきにくい理由の1つがここにある。

従来は「開示」よりも「計算」(資本利益計算)がその中心にあったといえ⁽¹⁴⁾、開示>計算というあり方は、従来の観点からすれば、「開示の論理」(実態・リスクの開示:ストック→フロー)の「計算の論理」(利益計算:フロー→ストック)への「浸透」ないし「侵食」といえる(図表3の④から⑤への変容)⁽¹⁵⁾。

〔図表3〕 開示と計算 — 開示>計算というあり方



この現代の特徴は、今日の情報開示志向のもと、情報の開示や情報の価値の議論はされても、どのような計算構造論的基礎に支えられているか、これが表立って見えてこない点につながっている⁽¹⁶⁾。情報開示の優位性と計算構

造の希薄性は、いわば表と裏にほかならない。

§4 取引法と組織法

— 取引法会計の現代的課題

法の分野では会社法(企業組織法)と金融商品取引法との関係(交錯)をどう捉えるか、公開会社法(上場会社法)の制度化の構想ともかかわって重要な論点になっているが、取引法会計(取引=証券の売買)ともいえる現代会計がそれと密接にかかわる(補論2参照)。ここでは、より基礎に遡ることで、取引法会計の今日的課題を浮き彫りにしてみたい。

取引法会計が証券市場を中核に据えた投資家のための会計であり(投資参加の促進)、金融商品取引法(金商法)と一体的関係にあるといえ、いわゆる利害調整会計はむしろ企業組織法たる会社法と密接にかかわる。

利害調整会計がエクイティ・アカウンティングといわれるように、そこでは(コモンローに対する)エクイティの概念が重要になる⁽¹⁷⁾。とりわけその基礎に「依存」の関係、「信託」(フィデュシャリー)の関係、それゆえに忠実義務・良心・公正があるといえ、取引法会計の基礎には対等な自由契約と自己責任、そして「フェア」(fair, 市場)がある⁽¹⁸⁾。

- ①取引法(金商法): 投資判断, フェア(fair, 市場), 自己責任
- ②組織法(会社法): 信託関係(fiduciary), 忠実義務・良心・公正

ここでまた別の観点、すなわち「会社=モノ」の会計に対する「会社=ひと」の会計という観点からすれば⁽¹⁹⁾、前者では「会社=モノ」(株式という商品)ゆえに投資判断のための会計、あるいはM&Aのための会計が重視

されるが、後者では「会社＝ひと」ゆえに信認義務のための会計が重要な課題となる。とりわけ、現代の市民社会とも接合しうる信認義務会計の構想は、信認関係に基礎づけられた会計と市民とのリンクという点で重要な視点といえる（後述）。

ここで重要な点は、証券の売買（投資決定）での会計の役割と、信認関係における会計の役割との本質的相違、すなわち投資判断のための「有用性」（情報・予測）と信認義務に不可欠の「倫理性」（良心・公正）との相違である。

- ①取引法会計－投資判断のための「有用性」（情報・予測）
- ②信認義務会計－信認義務に不可欠の「倫理性」（良心・公正）

補論2：取引法（市場法）と組織法－取引法会計としての現代会計

取引法（証券取引法）と組織法（会社法）の関係は国によって異なる。例えばアメリカでは会社法は州法であるから、企業は州法としての会社法を選ぶことができるが（例えばデラウェア州）、連邦法である証券取引法は選べない。その点において、証券取引法の方がより上位の位置（証券取引法＞会社法）にあるといえる²⁰⁾。

連結ベースの取引法会計もそうした位置に立脚するがゆえに、それを（英米主導の）国際会計基準という名の下で事情の異なる国の単体（個別）にまで適用することの問題性は、この起点にもあるといえる（「連単問題」は後述）。

証券取引法（現行の金融商品取引法）は「取引法」（市場法）であり、情報開示制度（発行、流通、公開買い付け）、不正取引の規制、証券業の規制がその柱になる。証券取引法上、規制の対象になる証券とは何かの問題になるが、商

法（会社法）が定める株式や社債だけでなく、デリバティブなど多様な金融商品を取り込んでいる。さらに、制定（1948年）以来の大改正である「投資サービス法案」（現行金融商品取引法）の名称が示すように（この法案段階の名称がその基本性格を表している）、証券取引法がより横断的な金融商品の消費者保護ルールへと拡張されると（投資家も株式・社債など金融商品の“消費者”？）、会社法との性格の差は一層大きくなる。

証券取引法の1つの柱である情報開示制度にかかわる公開株式会社会計は、その計算書類の具体的規定を省令に委ねることで、投資家保護を柱とする証券取引法との一体化を一層強めている²¹⁾。しかし、会社法で問われる経営者（取締役）の責任やそれにかかわる会計上の責任は、取引法としての証券取引法での責任とは必ずしも次元を同じくしない。とりわけ信認概念をめぐる議論は、例えば野田 [2004] にもみられるように、すぐれて会社法上の問題といえる²²⁾。

最近の投資ファンドなど大口株主の情報開示が議論され、株主の説明責任が問われているが、契約（市場）と信認（非市場）との公正概念の性格の相違にもみられるように、それはあくまで証券取引法上の説明責任といえる²³⁾。

いずれにせよ、取引法（市場法）と組織法との関係を考えることは、取引法会計としての現代会計の特性を明らかにするといえる。

§5 市民社会と現代会計－優位から融合へ

以上の観点にたつと、例えば連結ベースの国際会計基準(IFRS)を単体（個別）にも適用するか、といった「連単問題」も、冒頭のXとYのそれぞれに根ざした会計のあり方の基本相違と密接にかかわり、それゆえにそれぞれの基礎に立ちかえった議論が一層重要になる。

X 側の取引法が連結主体、 Y 側の組織法が単体主体、そして取引法（連結ベース） $>$ 組織法（単体ベース）、開示（連結ベース） $>$ 計算（単体ベース）と捉えると、左辺 X の右辺 Y への“侵食”の形も見えてくる（ $X \rightarrow Y$ へのベクトル、先の図表3参照）。

X 側の性質をもつIFRSはあくまで連結ベースであり単体には適用しないとする、いわゆる（「連結先行」に対する）「連単分離」は、その侵食に対する右辺 Y 側の「固有性」（配当や税、会計慣行）重視のあり方といえる²⁴。

さらには、投資判断会計とエクイティ会計をどう融合しうるかという、より大きな枠組みや構想が求められる。それは Y に対する X 優位（ $X > Y$ ）の会計から、 X と Y の融合（ $X \cup Y$ ）の会計への方向ともいえる。

こうして、現代の会計が市民社会や公共性とどう接合しうるか、というより大きな課題を設定すると、「金融・開示・取引法」優位の会計という現代的特性を明らかにすることの意義もみえてくる²⁵。そして、それは会計のみならず、経済と法の今日的課題といえる（補論3参照）。

補論3：経済・法・会計と市民社会—その接合の形

ここでも経済と法と会計のそれぞれの観点からみておくと、例えば、岩井[2000]はこれまでの市民社会（身分から契約へ）に対し、さらに信任（信認）でもって拡充する必要性を説いている。すなわち、『身分から契約へ』ではなく『身分から契約と信任へ』——情報資本主義の下、私たちは今、契約と信任という二つの異質な人間関係を軸とする、新たな市民社会像を構築する必要に迫られている」（308頁、傍点は

引用者）と。まさに市民社会の再定義が必要といえるが、会計サイドからはそのことと会計とのつながりが重要となる。

上村[2006]では、株主共同体の利益と市民社会との接点について論じているが、とりわけ株主概念が市民であるという設定が、今日の投資家のあり方を含め先の市民社会の再定義とどう重なりうるか、筆者の素朴な問題意識である。同論考では企業価値研究会[2005]の報告書をして、「株主共同の利益が市民社会論と連結するという意味で欧米での契機を無視しており、結局のところ、真の意味での公共性・公益性を株主が奪い取り、かすめ取る自由を肯定することへの歯止めが乏しい議論であるように思われる」（102頁）と手厳しく批判しているが、先にも述べたように、そこでの株主（投資家）—市民社会—公共性・公益性が重要な鍵であるといえる²⁶。

この点で、イギリスの会社法改正で注目されるのは、会社は誰のために経営されるかの判断基準ともいべき「包括性（inclusivity）の原理」であろう。そこでは、株主利益向上の前提要件として従業員、顧客などとの関係が重視されているが、この点は「第三の道」ともかかわって渡部[2002]が興味深い。

今福[2004]ではフィデュシャリー関係のネットワークが論じられているが、特に、「本稿にとって重要である点は、フィデュシャリー概念が投資家サイドから拡大されて株式会社の経営者にまで至る1つの連鎖の上に形成されていることにある」（26頁、傍点は引用者）との指摘は、先の上村[2006]での株主（投資家）—市民社会—公共性・公益性と重なる。さらに今福[2009]第7章ではフィデュシャリー・キャピタリズムにおける新たな会計像が構想されているが、注目されるのはユニバーサル・オーナーとしての新たな投資家像であり、とりわけその準公共的な性格である。そして、そこにマネーを委ねる労働者（普通の人々）など「究極の受益者」と

しての市民（国民）が存在する。

強調されるべきは、本文でも指摘したように、信認関係での情報開示のあり方（その典型は医者と患者の関係）と予測のための情報開示（その典型は投資判断）との本質的な性格の相違である。この点で、フィデューシャリー・アカウントINGでの情報開示（財務報告）のあり方の本質面が重要になる。

現代の市民社会像とも接合する形でフィデューシャリー・アカウントINGの体系をどう構築しうるか、本文で指摘した「優位から融合へ」の方向が、その接合の1つのあり方といえる。

(注)

- (1) これにもう1つ加えるなら、制度>理論（制度優位性：制度優位の現代会計）である。例えば、同じく時価会計でも、「個別価格変動会計」は制度に先立ってすでに第1次世界大戦後、1920年代のドイツで理論展開（ゲルトマッハー、シュミットなど）がなされている。理論が制度に先行していたといえる（理論>制度：理論優位の時代）。また、それは後述するように、今日のストックの時価会計（情報開示志向）とは異なって、フローの時価会計（資本利益計算）であったといえる。この対比の視点（時価会計の性格の相違）が重要といえる。
- (2) 例えば石川 [2000] 第11章参照。特に、「資本」の動態と会計の史的展開の視点（史的システムとしての会計）が重要である。英米基準の基礎にあるものについては石川 [2010b] 200-201頁参照。
- (3) 開示と計算を区別する意義は、情報開示そのものは（利益の）計算に直結しないという点にある。そのことは、たとえば昨今、役員報酬の開示が注目されているが、その情報開示は投資判断には有用であっても、利益計算とは直接かわらないことをみれば理解されよう。
- (4) 現代の時価会計のあり方は（ストックの時価会計：情報開示志向）、かつての「個別価格変動会計」での時価ベースの費用計上（フローの時価会計：

利益計算志向）と対比すれば、その今日的特性が理解される。石川 [2008] 37-38頁参照。

- (5) しかも、そこでは実物商品とサービスの生産販売活動が想定されており、実現の内容拡大においても金融商品の収益認識は想定されていない。実現の内容拡大については、石川 [2008] 第1章（28-30頁）参照。
 - (6) より詳しくは、石川 [2008] 付論5「企業価値と現代の会計」参照。
 - (7) ここで「企業会計原則」の基本的な考え方とは、端的には損益計算書原則1Aに規定されている収支を基礎にした適正な期間損益計算の考え方（収支的期間損益計算の構造）である。石川 [2008] 第2章では、それを4つの修正過程を経ても変わらない「不変の構造」とよび、変容問題の「原点」に定めている。
 - (8) 石川 [2008] 第4章では、3つの全体の捉え方（拡張、補完、区別）について論じている。
 - (9) 利益の異質観に関して「オポチュニティとしての評価損益」という点が1つの論点になる。石川 [2008] 84頁参照。
 - (10) ここで一口に投資家といっても様々で、どういう投資家を想定するかで会計の有り様も変わってくる（第5節参照）。例えば、「企業」にとって望ましい投資家（長期投資家）と、「市場」にとって望ましい投資家とは違う（この点で『日本経済新聞』2011年10月26日のコラム「大機小機」の指摘は極めて的確）。端的に言えば、「異なる投資家像、異なる会計観」であり、第4節での取引法（市場法）と組織法（企業組織法）との関係（取引法>組織法）の議論につながる。
- なお、ここで「投資情報」という点で補足しておく。連結財務諸表原則ではこの投資情報の重要性（投資参加の促進）がとりわけ強調される。そして、（単体の）「企業会計原則」とは形式上別個のものとしてとりまとめられているが、それがその基礎におかれるとしている。しかし、（連結での）証券市場への投資参加の促進というあり方（ここでの取引法会計の役割）と単体の会計原則と

- の関係(整合性)はなお問われる(連単問題は後述)。
- (11) 石川 [2011 b] 第4章では、3つの基本財務諸表の相互関連、そしてキャッシュフロー計算書の新たな意義に触れている。
 - (12) 投資家本位の会計については石川 [2011 b] コラム10「投資家資本主義と現代会計」参照。
 - (13) 会計思考の変遷(静態論的思考→動態論的思考→企業価値的思考)と交錯については石川 [2008] 図表6.3 (108頁) 参照。
 - (14) 会計構造(ないし勘定理論)は、その「計算」の構造にかかわる理論といえるが、情報開示や情報価値はただちに「計算」の理論ではない。
 - (15) より詳しくは、石川 [2008] 付論5「企業価値と現代の会計」での「リスク開示と会計認識」(109-113頁)、第7章での「会計と財務のハイブリッド」(123-126頁) 参照。
 - (16) ちなみに、概念フレームワークはその構造論的基礎づけのようにも受け止められるが、ここでの文脈では、情報価値論(機能論)と概念構成論(構造論)との関係(情報価値論>概念構成論)が1つの論点となる。これに関連して、斎藤 [2009] 第6章「概念フレームワークと利益概念」での「概念の定義」(基本概念の組み立て方)の問題と「情報の価値」(投資情報の価値)の問題との区別と混同に関する議論参照。また、石川 [2006 a] の図1「情報レリバンスと概念整合性」、および今日主流となった実証研究の方法をその方法論的基礎(経験主義と合理主義)に遡って吟味している石川 [2010 c] 参照。なお、財務報告の主体に触れておくと、連結か単体かのいずれかが想定されるかで、会計の有り様もまた異なるようにも思えるが、概念フレームワークでの主体は双方を含んでいる(海外の概念書では連結主体)。報告目的(会計目的)に即した報告主体の一層の検討が必要であるように思われる。
 - (17) コモンローとエクイティおよび信託については、石川 [2006 a] 参照。
 - (18) 注意したいのは、同じく「公正」といっても、市場でのフェア(fair)とフィデューシャリー

- (fiduciary)での公正とは同じではない。金融ビッグバンの3原則、「フリー、フェア、グローバル」での「フェア」は前者の公正であるといえる(fairはもともと「市場」と通じている)。取引法上の市場公平と会社法での取締役の責任(信託の受託責任)からでてくる公正概念とは同じでない。詳しくは、石川 [2006 a] 補足8「契約と信託」参照。
- (19) 詳しくは、石川 [2008] エピローグ『会社とは何か』と会計」参照。
 - (20) 欧州例えばドイツでは証券取引法は会社法の補完的位置づけになっているようである。わが国でも証券取引法は商法(会社法)の特別法という面もあるが、必ずしもそう単純でもない。詳しくは石川 [2006 a] 補足13「会社法と証券取引法-いずれか基本か-」参照。なお、本補論2でも法の名称(旧名称)はそのままにしている。
 - (21) ちなみに、会社法会計では、あくまで個別を中心にして連結とのある種の棲み分けがある。これに対し、金融商品取引法会計では両者の関係は逆になる(特に「表示」に関する基準では個別への適用のない基準もある)。この点で、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号、2010年6月)の単体への適用問題は1つの論点である。なお、企業会計基準委員会(ASBJ)の会計基準であっても、会社法がらみの基準(例えば第1号や第5号)では、連結は個別に準ずるという関係になっていることに注意。
 - (22) 野田 [2004] で紹介されている、“care”と“loyalty”との関係をめぐるLyman Johnson教授の論文は、(あとの注25でのsocial normともかかわって)道徳的テーマと法的論理とのかかわりできわめて興味深い。詳しくは、「法と経済学」への批判的見解とともに石川 [2006 a] 注13参照。なお、「法と経済学」に関しては石川 [2006 a] 注(9)、(10)、(17)、(26)参照。
 - (23) この点については、石川 [2006 b] の「2 ライブドア・ショック」参照。
 - (24) IFRS対応のあり方の相違(連結先行と連単分離)は、①金融>実物および②開示>計算とも照

応して、監督官庁（金融庁と経済産業省）のスタンスの相違として現れる。この点は、例えば経済産業省の企業財務委員会中間報告書（2010年4月）のなかに現れている（特に、実体経済への影響、基軸となる会計思想の整理、そして上場単体の連単分離）。

また、③取引法（市場法）>組織法（会社法）の点でも、IFRS対応の法的（会社法）調整において法務省側の後追いの形として現れる（その点で金融庁>法務省）。この点は、石川〔2010 d〕注(2)参照。問われるべきは、石川〔2008〕(178頁)で指摘したように、会社法が本稿で明らかにしている（省令委任される側の）企業会計の今日的性格（その現代的特性と問題性）をどこまで踏まえたうえでの委任なのか、という点である。

(25) 例えば石川〔2011 a〕では、会計と市場と社会の問題について議論している。そこではIFRS独占をめぐる議論を行っているが、重要なキーワードは文書化されたルールに対する social norm（社会慣行、慣習）である。

(26) ちなみに落合〔2005〕ではステークホルダー間の利害対立を理由に企業価値＝株主利益の論理が展開されているが、補論3の「包括性原理」でも触れたように、利害関係者均衡論でもなければ、単純な株主利益極大化論でもない、「第三の道」とでもいうべき方向が重要に思える。とりわけ、従業員のなかでも知識労働者との関係（株主－会社－知識労働者）が重要だろう。

(27) この点は、財務報告と企業統治の関係、とりわけ英国モデル（市民モデル）と米国モデル（市場価格決定モデル）との対立と調整の論議とかかわる（今福〔2009〕第9章）。証券の売買（米国モデル）と取締役の責任（英国モデル）での財務報告のあり方の本質的相違である。ちなみに、欧州での議論も、この点で注目される。例えばEFRAG（欧州財務報告諮問グループ）のPAAinE（Proactive Accounting Activities in Europe）プロジェクトでの年金会計と受託責任（いずれも英国が担当）。この点で、アジアからの

発信（アジア版の“PAAinA”）も重要な課題だろう。以上、フィデュシャリー・アカウンティングの構想を論評した石川〔2010 a〕参照。

[引用文献]

- 石川純治〔2000〕『時価会計の基本問題』中央経済社。
同〔2002〕「利益の概念と情報価値 ディスカッション・IX a」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』所収、中央経済社）。
同〔2006 a〕「日本版概念フレームワークの立脚点」『駒澤大学経済学論集』第37巻第2/3/4合併号。
同〔2006 b〕『変わる社会、変わる会計』日本評論社。
同〔2008〕『変貌する現代会計』日本評論社。
同〔2010 a〕「書評：今福愛志『企業統治の会計学』」『会計』5月号。
同〔2010 b〕『変わる会計、変わる日本経済』日本評論社。
同〔2010 c〕「会計基準の整合性分析の方法をめぐって」『駒澤大学経済学論集』第42巻第2号。
同〔2010 d〕「企業会計の変容をどう見る」『会計理論学会年報』No.24。
同〔2011 a〕「スペシャル対談 シャム・サンダー教授に聞く」『週刊経営財務』4月18日号。
同〔2011 b〕『複式簿記のサイエンス』税務経理協会。
今福愛志〔2004〕「フィデュシャリー関係と財務報告制度の展開」JICPA ジャーナル No.591。
同〔2009〕『企業統治の会計学』中央経済社。
岩井克人〔2000〕『二十一世紀の資本主義論』筑摩書房。
上村達男〔2006〕「企業買収論議の死角」『世界』1月号。
斎藤静樹〔2009〕『会計基準の研究』中央経済社。
落合誠一〔2005〕「敵対的買収における若干の基本的問題」『企業会計』第57巻第10号。
企業価値研究会〔2005〕「企業価値報告書」5月。
野田博〔2004〕「エンロン後における取締役の信認義務論議の一断面」『一橋法学』第3巻第2号。
渡部亮〔2002〕「コーポラティズム、株主資本主義、第三の道」『証券経済研究』第38号。